

八王子市立南大沢小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ①特別の教科「道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③代表委員会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ対策常時委員会」を毎週月曜日に開催し、全教員で児童理解およびいじめ防止といじめ発生時の対応についての研修を行う。また、必要に応じて「学校いじめ対策委員会※」を設置して、児童の情報を共有し、組織的に対応する。
(※構成メンバー 校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・担任・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー)
- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童へのアンケートを年3回実施する。
- ③学期に一回、放課後に「南小フレンドシップタイム」を行い、児童同士遊びや全教員が児童と触れ合うための時間を確保する。
- ④「SOSの出し方」に関する指導を全学年学級活動の時間に指導する。
- ⑤担任は日々の教育活動の中で、チェックリストを活用して確認し、わずかな変化にも即座に対応できるように、児童とのコミュニケーションを欠かさない。
- ⑥スクールカウンセラーによる全児童との面談を実施する。
- ⑦保護者会の折に家庭での教育の徹底をお願いする。「見守りシート」を配布し、必要に応じて提出していただく。提出があった場合は、迅速に対応する。
- ⑧学童クラブや放課後子供教室の担当者と連絡を取り合い、放課後の児童の様子にも常に気を配る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

* 重大事態

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。)

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。